

改正案	現行
<p>（条例別表第二の規則で定める事務）</p> <p>第十一条（略）</p> <p>2 条例別表第二第二号の規則で定める給付金は、私立の高等学校等（高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成二十二年法律第十八号）第二条に規定する高等学校等をいう。以下同じ。）（特別支援学校の高等部を除く。）及び私立の高等学校専攻科（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第五十八条に規定する専攻科をいう。以下同じ。）の生徒又は学生（以下「生徒等」という。）の保護者等（同法第十六条に規定する保護者等をいう。第五項第二号及び次条第五項第二号を除き、以下同じ。）に対して、授業料以外の教育に必要な経費の軽減を図ることを目的として支給する給付金（以下「福岡県私立高校生等奨学給付金」という。）とする。</p> <p>3～4（略）</p> <p>5 条例別表第二第三号の規則で定める事務は、次のとおりとする。</p> <p>一（略）</p> <p>二 福岡県私立高等学校等学び直し支援金の受給資格の認定を受けた者の保護者等（高等学校等就学支援金の支給に関する法律第三条第二項第三号に規定する保護者等をいう。次条第五項第一号において同じ。）の収入の状況の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答</p> <p>6 条例別表第二第四号の規則で定める支援金は、私立の高等学校専攻科の生徒に対して、教育に係る経済的負担の軽減を図ることを目的として交付する支援金（以下「福岡県私立高等学校専攻科修学支援金」という。）とする。</p>	<p>（条例別表第二の規則で定める事務）</p> <p>第十一条（略）</p> <p>2 条例別表第二第二号の規則で定める給付金は、私立の高等学校等（高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成二十二年法律第十八号）第二条に規定する高等学校等をいう。以下同じ。）（特別支援学校の高等部を除く。）の生徒又は学生（以下「生徒等」という。）の保護者等（同法第三条第二項第三号に規定する保護者等をいう。以下同じ。）に対して、授業料以外の教育に必要な経費の軽減を図ることを目的として支給する給付金（以下「福岡県私立高校生等奨学給付金」という。）とする。</p> <p>3～4（略）</p> <p>5 条例別表第二第三号の規則で定める事務は、次のとおりとする。</p> <p>一（略）</p> <p>二 福岡県私立高等学校等学び直し支援金の受給資格の認定を受けた者の保護者等の収入の状況の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答</p>

改正案

現行

7| 条例別表第二第四号の規則で定める事務は、次のとおりとする。

- 一| 福岡県私立高等学校専攻科修学支援金の受給資格の認定の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答

- 二| 福岡県私立高等学校専攻科修学支援金の受給資格の認定を受けた者の保護者等の収入の状況の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答

8| 条例別表第二第五号の規則で定める事務は、行政書士法施行細則（昭和二十六年福岡県規則第三十号）第四条第二項の規定による行政書士試験合格証明書の交付の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答とする。

9| 条例別表第二第六号の規則で定める事務は、福岡県青少年健全育成条例（平成七年福岡県条例第四十六号）第二十一条第一項又は第二項の規定による届出の受理又はその届出に係る事実についての審査とする。

10| 条例別表第二第七号の規則で定める事務は、次のとおりとする。

一〇二（略）

11| 条例別表第二第八号の規則で定める手帳は、児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第十二条第一項に規定する児童相談所又は知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）第十二条第一項に規定する知的障害者更生相談所において知的障害があると判定された者に対しその程度等を証するものとして知事が交付する手帳（以下「療育手帳」という。）とする。

12| 条例別表第二第八号の規則で定める事務は、次のとおりとする。

一〇五（略）

6| 条例別表第二第四号の規則で定める事務は、行政書士法施行細則（昭和二十六年福岡県規則第三十号）第四条第二項の規定による行政書士試験合格証明書の交付の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答とする。

7| 条例別表第二第五号の規則で定める事務は、福岡県青少年健全育成条例（平成七年福岡県条例第四十六号）第二十一条第一項又は第二項の規定による届出の受理又はその届出に係る事実についての審査とする。

8| 条例別表第二第六号の規則で定める事務は、次のとおりとする。

一〇二（略）

9| 条例別表第二第七号の規則で定める手帳は、児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第十二条第一項に規定する児童相談所又は知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）第十二条第一項に規定する知的障害者更生相談所において知的障害があると判定された者に対しその程度等を証するものとして知事が交付する手帳（以下「療育手帳」という。）とする。

10| 条例別表第二第七号の規則で定める事務は、次のとおりとする。

一〇五（略）

13 条例別表第二第九号の規則で定める事務は、次のとおりとする。

一〇九 (略)

14 条例別表第二一〇号の規則で定める事務は、福岡県高等学校定時課程及び通信制課程修学奨励金貸与条例施行規則（昭和五十年福岡県規則第三号）第二条の二の奨励金の貸与の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務とする。

11 条例別表第二第八号の規則で定める事務は、次のとおりとする。

一〇九 (略)

12 条例別表第二第九号の規則で定める事務は、福岡県高等学校定時課程及び通信制課程修学奨励金貸与条例施行規則（昭和五十年福岡県規則第三号）第二条の二の奨励金の貸与の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務とする。

15 条例別表第二一一号の規則で定める給付金は、国（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三三号）第二条第一項に規定する独立行政法人及び国立大学法人法（平成十五年法律第百二十二号）第二条第一項に規定する国立大学法人を含む。）及び地方公共団体（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二条第一項に規定する地方独立行政法人を含む。）の設置する高等学校等（特別支援学校の高等部を除く。）及び県立の高等学校専攻科の生徒等の保護者等に対して、授業料以外の教育に必要な経費の軽減を図ることを目的として支給する給付金（以下「福岡県高校生等奨学給付金」という。）とする。

13 条例別表第二一〇号の規則で定める給付金は、国（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三三号）第二条第一項に規定する独立行政法人及び国立大学法人法（平成十五年法律第百二十二号）第二条第一項に規定する国立大学法人を含む。）及び地方公共団体（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二条第一項に規定する地方独立行政法人を含む。）の設置する高等学校等（特別支援学校の高等部を除く。）の生徒等の保護者等に対して、授業料以外の教育に必要な経費の軽減を図ることを目的として支給する給付金（以下「福岡県高校生等奨学給付金」という。）とする。

16 条例別表第二一一号の規則で定める事務は、福岡県高校生等奨学給付金の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務とする。

14 条例別表第二一〇号の規則で定める事務は、福岡県高校生等奨学給付金の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務とする。

（条例別表第三の規則で定める事務）

（条例別表第三の規則で定める事務）

第十二条 (略)

第十二条 (略)

2〃3 (略)

2〃3 (略)

4 条例別表第三の一の項の高等学校等学び直し支援金であつて規則で定める支援金は、高等学校等を退学した後、地方公共団体の設置する県内の高等学校等で学び直す生徒に対して、教育に係る経済的負担の軽減を図ることを目的として支給する支援金（以下「高等学校等学び直し支援金」という。）とする。

4 条例別表第三の一の項の規則で定める支援金は、高等学校等を退学した後、地方公共団体の設置する県内の高等学校等で学び直す生徒に対して、教育に係る経済的負担の軽減を図ることを目的として支給する支援金（以下「高等学校等学び直し支援金」という。）とする。

改正案	現行
<p>5 (略)</p> <p>6 条例別表第三の一の項の福岡県立高等学校専攻科修学 支援金であつて規則で定める支援金は、県立の高等学校 専攻科の生徒に対して、教育に係る経済的負担の軽減を 図ることを目的として支給する支援金（以下「福岡県立 高等学校専攻科修学支援金」という。）とする。</p> <p>7 条例別表第三の一の項の福岡県立高等学校専攻科修学 支援金の支給に関する事務であつて規則で定める事務は 、次のとおりとする。</p> <p>一 福岡県立高等学校専攻科修学支援金の受給資格の認 定の申請の受理、その申請に係る事実についての審査 又はその申請に対する心答</p> <p>二 福岡県立高等学校専攻科修学支援金の受給資格の認 定を受けた者の保護者等の収入の状況の届出の受理、 その届出に係る事実についての審査又はその届出に対 する心答</p> <p>8 ～ 10 (略)</p>	<p>5 (略)</p> <p>6 ～ 8 (略)</p>